



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公衆浴場入浴料金の指定（薬務生活衛生課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知・2 件（農地農村整備課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2
- 沖縄県優良県産品推奨規程の一部を改正する告示（グローバルマーケット戦略課）…………… 2
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・5 件（中小企業支援課）…………… 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2 件（都市計画・モノレール課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・2 件（建築指導課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・8 件（南部土木事務所）…………… 5

### 企業局事項

- 沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程…………… 8

### 公安委員会事項

- 警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄の規定による沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務…………… 8

### 正 誤

- 令和 3 年 3 月 30 日付け公報定期第 4922 号中訂正…………… 9
- 令和 6 年 11 月 12 日付け公報定期第 5266 号中訂正・3 件…………… 9
- 令和 7 年 12 月 26 日付け公報号外第 42 号中訂正…………… 9

## 告 示

### 沖縄県告示第 121 号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。

なお、平成 18 年沖縄県告示第 90 号（公衆浴場入浴料金の指定）は、令和 8 年 3 月 24 日限り廃止する。

令和 8 年 3 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区分	統制額
大人（12 歳以上の者）	500 円
中人（6 歳以上 12 歳未満の者）	200 円
小人（6 歳未満の者）	100 円

**沖縄県告示第122号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（稲福地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年12月1日から令和8年3月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（路線測量）

**沖縄県告示第123号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市地内（稲福地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和6年12月10日から令和7年10月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第124号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県中部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 うるま市（与勝第1地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年11月1日から令和8年2月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第125号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市城辺字新城大牧1422番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第126号**

沖縄県優良県産品推奨規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県優良県産品推奨規程の一部を改正する告示**

沖縄県優良県産品推奨規程（昭和55年沖縄県告示第506号）の一部を次のように改正する。

第8条中「3年」を「5年以内」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

#### 沖縄県告示第127号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村、竹富町及び与那国町地内
- 2 基本測量を実施した期間 令和7年4月21日から令和8年3月6日まで
- 3 作業種類 基本測量（復旧測量及び基準点現況調査）

#### 沖縄県告示第128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 西原町全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年6月4日から令和8年2月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（数値地形図データ更新）

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーストベイステーションマリンプラザあがり浜 与那原町字東浜68番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 石田織大
- 3 法第8条第1項の規定による与那原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年3月24日から同年4月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 かねひで運玉ゆいゆいプラザ 与那原町字与那原1104番ほか3筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町11番地1 代表取締役 石田織大
- 3 法第8条第1項の規定による与那原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年3月24日から同年4月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーアス沖縄豊崎 豊見城市字豊崎3番地35
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 大友浩嗣
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年3月24日から同年4月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 代表取締役 伊藤光博、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北哲弥
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年3月24日から同年4月24日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンプラザいとまん 糸満市字兼城400番地
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀不動産株式会社 那覇市旭町11番地1 代表取締役 石田織大
  - 3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 意見なし
  - 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
  - 5 縦覧期間 令和8年3月24日から同年4月24日まで
  - 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 石川終末処理場周辺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 石川終末処理場周辺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年4月18日 沖縄県指令土第375号、令和7年10月14日 沖縄県指令土第711号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇真根川1563番ほか25筆並びに字掛保久尻原340番2ほか11筆及び字掛保久崎原330番8（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市字城間2008番地 株式会社メイクマン 代表取締役 具志堅全彦、西原町字小那覇1565番地 株式会社名護鉄工所 代表取締役 仲村朝男
- 5 検査済証番号 令和8年2月26日 第5043号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年9月3日 沖縄県指令土第671号、令和6年12月5日 沖縄県指令土第863号（変更）、令和8年2月4日 沖縄県指令土第107号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市上野字新里西本島1405番2ほか8筆のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市上野字宮国775番地1 株式会社南西楽園リゾート 代表取締役 高橋洋二
- 5 検査済証番号 令和8年3月10日 第5046号
- 6 工事完了年月日 令和8年2月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年2月26日 沖縄県指令南土第95号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字照屋新田原762番8及び773番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋71番地 大城宏惟
- 5 検査済証番号 令和8年1月28日 N第1778号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年9月19日 沖縄県指令南土第479号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良東原266番1ほか7筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦
- 5 検査済証番号 令和8年1月30日 N第1779号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年1月23日 沖縄県指令南土第31号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原157番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地54番地マル盛テラス203号 井上孝子
- 5 検査済証番号 令和8年1月30日 N第1780号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年9月5日 沖縄県指令南土第441号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原350番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川202番地8 シャローム新川205 具志堅尚子、南風原町字新川202番地8 シャローム新川205 具志堅政貴
- 5 検査済証番号 令和8年1月30日 N第1781号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年3月1日 沖縄県指令南土第79号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字上田西後原347番1及び348番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市宜保三丁目2番地4 津波尚子
- 5 検査済証番号 令和8年2月5日 N第1782号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年7月25日 沖縄県指令南土第399号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原安田多原103番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字稲嶺2065番地3 玉城静香
- 5 検査済証番号 令和8年2月5日 N第1783号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年10月17日 沖縄県指令南土第511号、令和8年2月4日 沖縄県指令南土第46号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字根差部後原254番ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字根差部432番地 外間辰宏
- 5 検査済証番号 令和8年2月9日 N第1784号
- 6 工事完了年月日 令和8年2月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月24日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年2月2日 沖縄県指令南土第28号、令和6年7月1日 沖縄県指令南土第312号（変更）、令和7年12月17日 沖縄県指令南土第586号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西原5番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市前島2丁目12番1号 株式会社ミルコ 代表取締役 新垣明則
- 5 検査済証番号 令和8年2月13日 N第1785号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月30日

## 企業局事項

### 沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 宮 城 力

#### 沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第8の1の項中「課」を「班」に改め、同表の11の項中「（平成13年沖縄県条例第37号）」を削り、同表の12の項を次のように改める。

12 個人情報保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の保護に関する事務を行うこと。

#### 附 則

この規程は、令和8年3月24日から施行する。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第47号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和8年10月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定による沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務（令和3年沖縄県公安委員会告示第38号）は、令和8年9月30日限り廃止する。

令和8年3月24日

沖縄県公安委員会

路線	区間
1 国道58号	沖縄県の全域
2 国道329号	全域
3 国道330号	全域
4 国道331号	全域
5 国道507号	全域
6 県道沖縄嘉手納線	全域
7 県道沖縄環状線	全域
8 県道那覇糸満線	全域
9 県道具志川前原線	全域
10 県道130号線	全域
11 県道石川池原線	全域
12 県道48号線	全域

## 正 誤

令和3年3月30日付け公報定期第4922号掲載の「土砂災害特別警戒区域の指定（沖縄県告示第225号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
33	下から3	大里	糸満大里

令和6年11月12日付け公報定期第5266号掲載の「土砂災害警戒区域の指定（沖縄県告示第402号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から4	饒波	豊見城饒波

令和6年11月12日付け公報定期第5266号掲載の「土砂災害警戒区域の指定（沖縄県告示第403号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から20	大里	糸満大里

令和6年11月12日付け公報定期第5266号掲載の「土砂災害特別警戒区域の指定（沖縄県告示第407号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	下から4	饒波	豊見城饒波

令和7年12月26日付け公報号外第42号掲載の「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則（沖縄県公安委員会規則第16号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
103	上から19	さしひかえる	差し控える
104	上から13	さしひかえる	差し控える
109	上から15	三月	3月
109	上から25	第1項	第1号
109	上から25	同項	同号
114	上から1	カヌー等ガイドの名簿の備付け	カヌー等ガイドの名簿の備付け（特定カヌー等を利用させるカヌー等提供業届出者に限る。）
124	上から11	廃止	中止
128	上から2	条例17条	条例第17条

134	上から24	法人にあつては事務所所在地	法人にあつては、主たる事務所の所在地
141	上から24	掲げる業務	掲げる事業に係る業務

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
--	---